

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

日本版 401k(確定拠出年金制度、DC)の非課税枠拡大! ただ…

NISA/日本版ISA(少額投資非課税制度)と同様、資産形成に関わる税制上の優遇措置として日本には日本版401k(確定拠出年金制度、DC)がある。その確定拠出年金制度(企業型年金)の非課税投資枠が、今年10月から約8%増える(2014年6月13日に閣議決定、6月18日付け官報掲載)。「他に企業年金がない場合、年61.2万円→年66.0万円(月5.1万円→月5.5万円)を上限。他の企業年金がある場合、年30.6万円→年33.0万円(月2.55万円→月2.75万円)を上限。」となる。

日本版401k(確定拠出年金制度、DC)

2014年6月18日現在

項目	 日本版401k (確定拠出年金制度、DC) 企業型年金	 日本版401k (確定拠出年金制度、DC) 個人型年金
制度を利用可能な者	企業型年金規約の承認を受けた企業の従業員(国民年金第2号被保険者)、60歳未満。	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員 * 大企業従業員や公務員、第3号被保険者配偶者等加入不可が多い
非課税対象	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除) 、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、 受取時実質非課税(年金控除)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除) 、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、 受取時実質非課税(年金控除)
非課税投資枠	2014年10月から拠出限度額は以下の通り引き上げられる。他に企業年金がない場合、 年61.2万円→年66.0万円(月5.1万円→月5.5万円) を上限。他の企業年金がある場合、 年30.6万円→年33.0万円(月2.55万円→月2.75万円) を上限。規約に定めれば、会社からの拠出に加えて個人の拠出も可能(マッチング拠出)。個人の拠出額は会社拠出額と同額まで、かつ合算して上記限度額まで。	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等…年81.6万円(月6.8万円)を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員…年27.6万円(月2.3万円)を上限
投資可能期間	10年以上、60歳まで。規約に定めれば最大65歳まで引き上げ可(2014年1月以降)。60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61～65歳まで。	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61～65歳まで
非課税期間	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)
途中売却	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61～65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61～65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。
損益通算	不可	不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座
導入時期	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *2012年1月からマッチング拠出の開始	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *個人型は2002年1月から実施
加入者数	約464万人/日本の全労働力人口に対する比率7.1%(2014年3月末現在)	約18万人/日本の全労働力人口に対する比率0.4%(2014年3月末現在)

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会・国税庁より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

日本版IRA(個人年金貯蓄優遇税制)導入とNISA 非課税枠拡大に期待

2009年度以来、約5年ぶりの改定だ。ただ、厚生労働省は当初、掛け金の上限を2~3割引き上げるよう要望していたが、引き上げ幅は8%にとどまっている。さらに、同制度(企業型年金)の無い人は同制度(個人型)となるが、今回の拡大では変わっていない。加えて、自営業者・学生等(国民年金第1号被保険者)であれば年81.6万円(月6.8万円)あるが、厚生年金基金制度等も無い企業の従業員(国民年金第2号被保険者)は年27.6万円(月2.3万円)となる。こうした個人型には当然、企業からの拠出(マッチング拠出)も無いので給付額も低くなる。

こうした中、職業や所属企業の区別なく一律に適用されて枠も年120万円程度と言う(*拠出時非課税は無いが)日本版IRAが期待される(詳しくは2013年6月10日付日本版ISAの道その15、2013年11月18日付日本版ISAの道その35参照~URLは後述[参考ホームページ])。ただまだ検討段階であり、既に実施されているNISAへの期待がおのずと高くなる。拠出時非課税は無いものの、年100万円で、さらに年200万円以上等の拡大を検討中だ(詳しくは2014年6月9日付日本版ISAの道その58参照~URLは後述[参考ホームページ])。

NISAと日本版IRA

2014年6月18日現在

項目	 日本のNISA/日本版ISA (少額投資非課税制度)	 日本版IRA (個人年金貯蓄優遇税制) 案
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等	20歳以上65歳未満の居住者等 * 職業や所属企業の区別なく、一律に適用
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 * 拠出時課税(所得控除なし) 、運用時非課税、 受取時非課税	預金も含めた幅広い金融商品 * 拠出時課税(所得控除なし) 、運用時非課税、 受取時非課税
非課税投資枠	毎年、新規投資額で100万円を上限(ロールオーバーも可能) *累積非課税投資額上限500万円	毎年、120万円程度(毎月、10万円程度)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可
投資可能期間	10年間(2014年~2023年)	5年以上、60歳まで
非課税期間	投資した年から最長5年間	給付時まで
途中売却	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は不可(→出来る様に金融庁が要望中)	原則60歳まで途中引き出し不可 *未使用分は翌年以降に繰り越すことが可、換金時に5年以内の運用益に遡及課税
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	不可
口座開設数	一人一口座	一人複数口座可(合計は上限以内)
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	検討中
加入者数	口座数650万件(2014年3月末現在、2014年6月6日付けニッキン)	まだ導入されていない。

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会・国税庁より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

米国の 401k(と 529)の現状

ところで、日本版 401k(確定拠出年金制度、DC)は米国の 401k を範としている。米国の確定拠出年金にはこの 401k のほか、IRA などもあるが、比較すると下記の通りである。拠出限度額は日本の民間サラリーマンは年 27.6 万円(個人型)、年 33 万円(厚生年金基金・適格退職年金制度も企業型確定拠出年金制度も有る場合)、年 66 万円(厚生年金基金・適格退職年金制度は無いが企業型確定拠出年金制度が有る場合)となっている。一方で、米国の民間サラリーマンは年 180 万円前後(月 15 万円前後)を超えている。米国に比べて少ない日本の資産形成に関わる税制上の優遇措置拡大がさらに期待される所である。

日本の確定拠出年金 2014年6月19日現在(一部2014年10月1日に適用される内容を含む。)

加入者	厚生年金基金・ 適格退職年金制度 の有無	企業型確定拠出年 金制度の有無	加入可能な 確定拠出年金	限度額
自営業(国民年金第1号被保険者)	-	-	個人型確定拠出年金	月68,000円(年816,000円)まで
民間サラリーマン (国民年金第2号被保険者)	無し	無し	個人型確定拠出年金	月23,000円(年276,000円)まで
	有り	有り	企業型確定拠出年金	月27,500円(年330,000円)まで
	無し	有り	企業型確定拠出年金	月55,000円(年660,000円)まで
	有り	無し	加入出来ず	-
公務員(国民年金第2号被保険者)	-	-	加入出来ず	-
被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)	-	-	加入出来ず	-

(出所: 日本・厚生労働省のホームページから国際投信投資顧問株式会社投信調査室が加工して作成したもの)

米国の確定拠出年金と529プラン 2014年6月19日現在

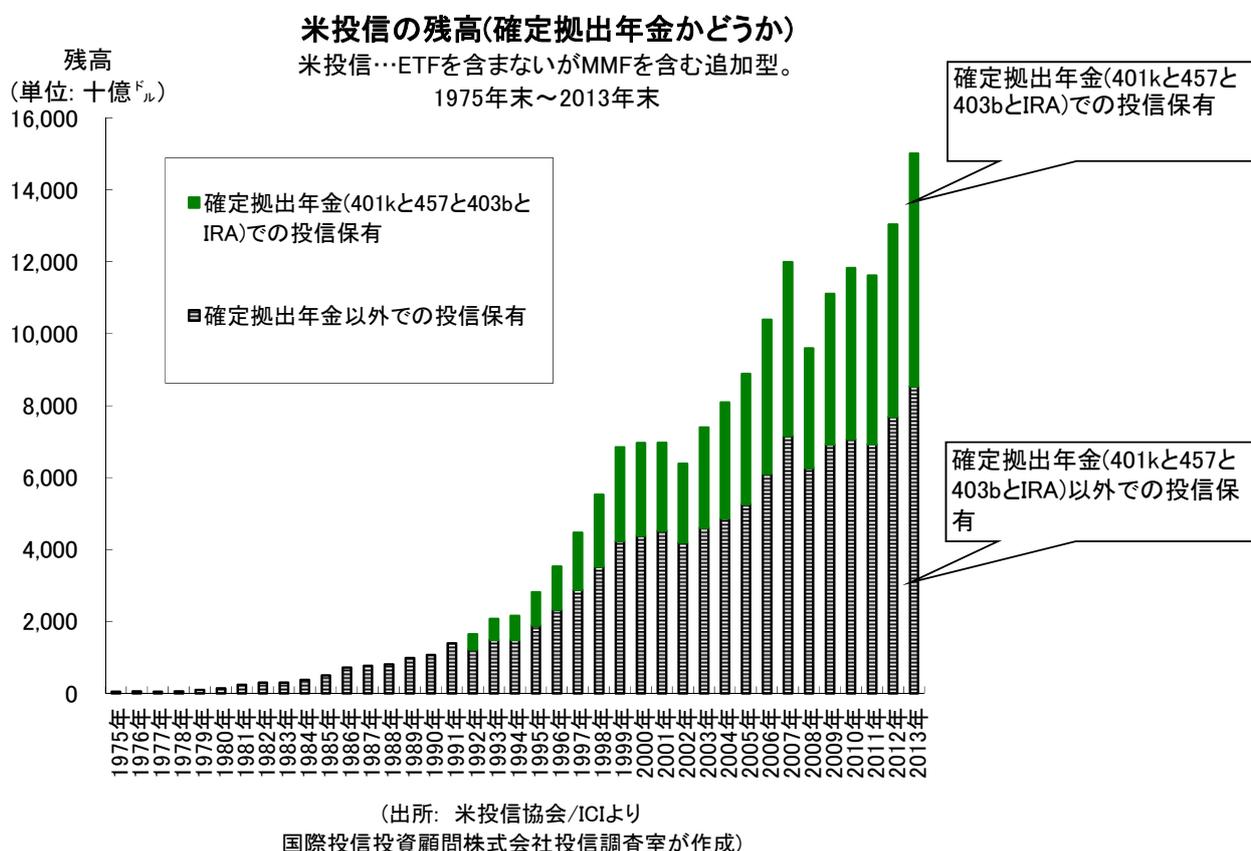
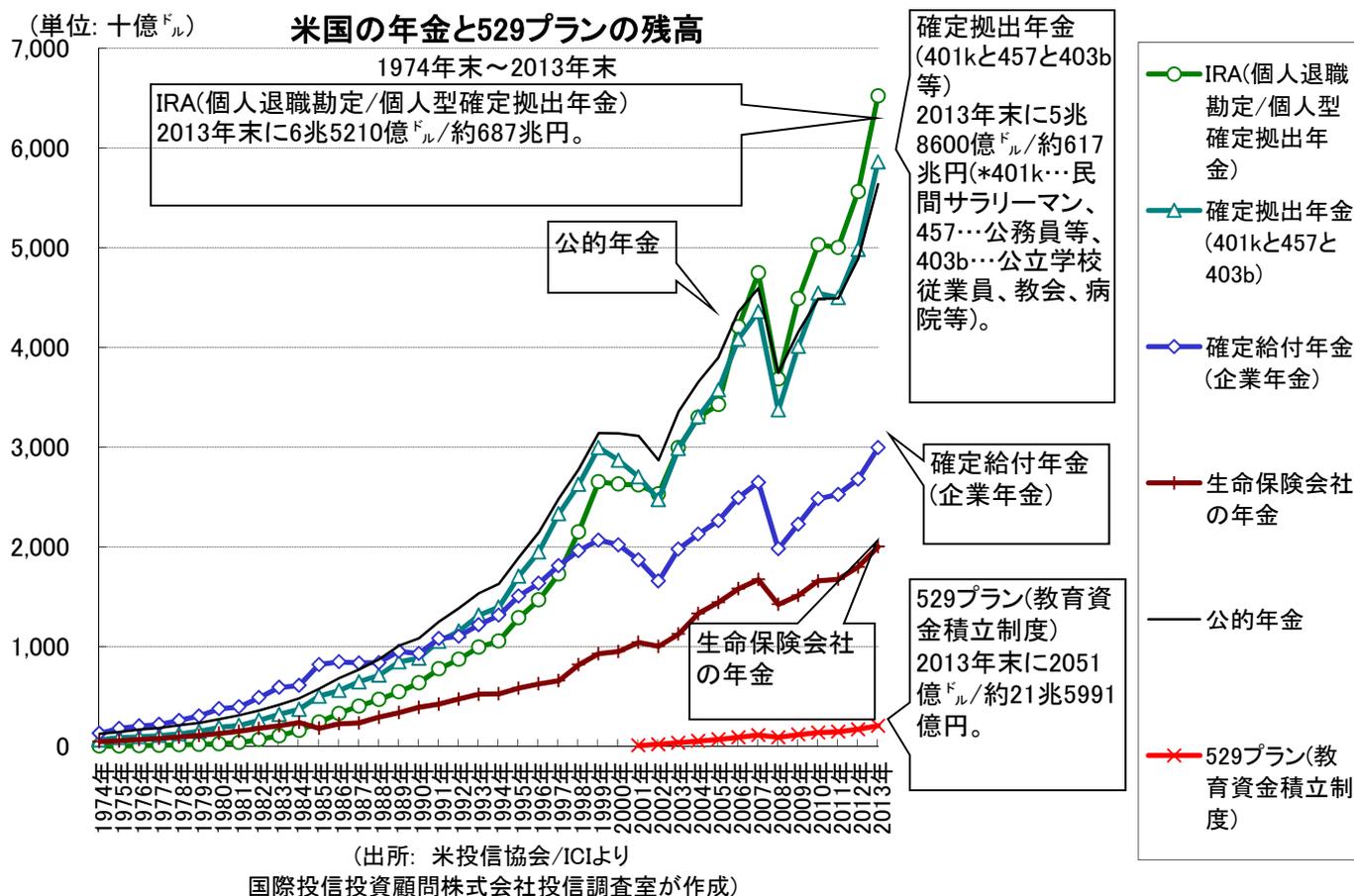
加入者	厚生年金基金・ 適格退職年金制度 の有無	企業型確定拠出年 金制度の有無	加入可能な 確定拠出年金	限度額
自営業や被扶養配偶者	-	-	IRA	月約458 ^{ドル} (年5,500 ^{ドル})まで (月46,645円+α)
民間サラリーマン	-	-	401k	月約1,458 ^{ドル} (年17,500 ^{ドル})+ α (月148,415円+α)
公務員等	-	-	457	月約1,458 ^{ドル} (年17,500 ^{ドル})+ α (月148,415円+α)
公立学校従業員、教会、病院等	-	-	403b	月約1,458 ^{ドル} (年17,500 ^{ドル})+ α (月148,415円+α)
使用目的が教育費	-	-	529	資産上限10~20万 ^{ドル} 程度(州による)

(出所: 米国・内国歳入庁/IRSのホームページから国際投信投資顧問株式会社投信調査室が加工して作成したもの)

米国 401k(と 529)の最新動向

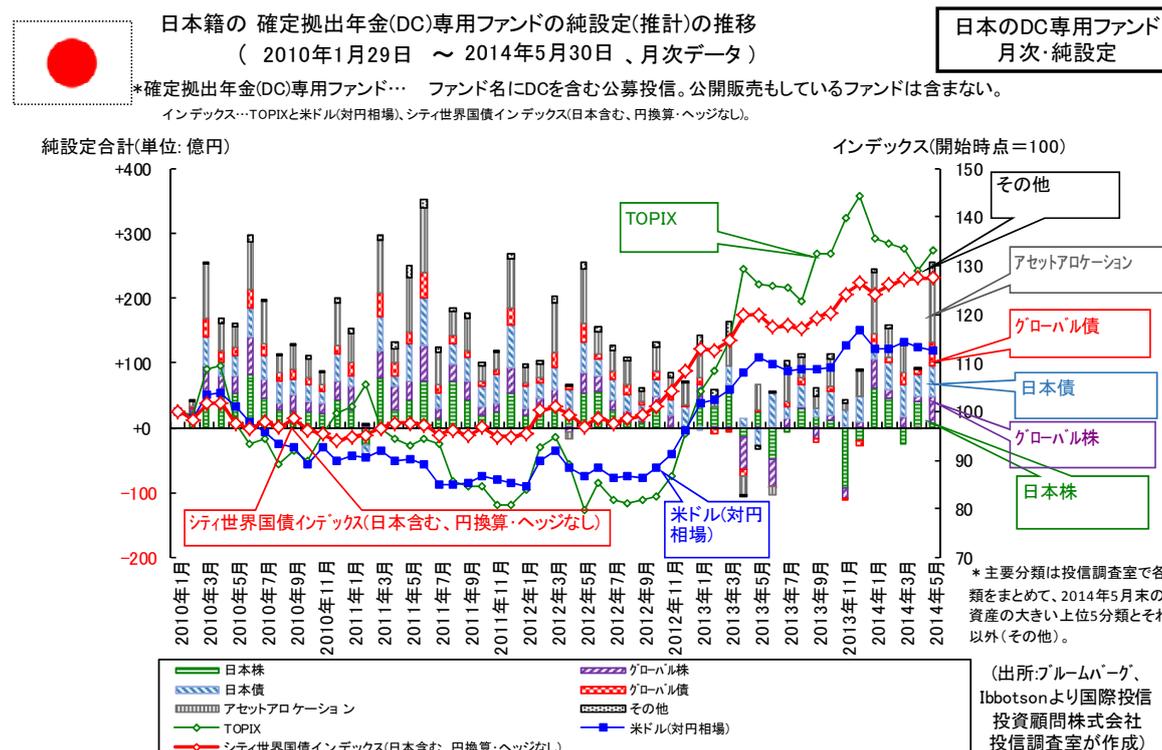
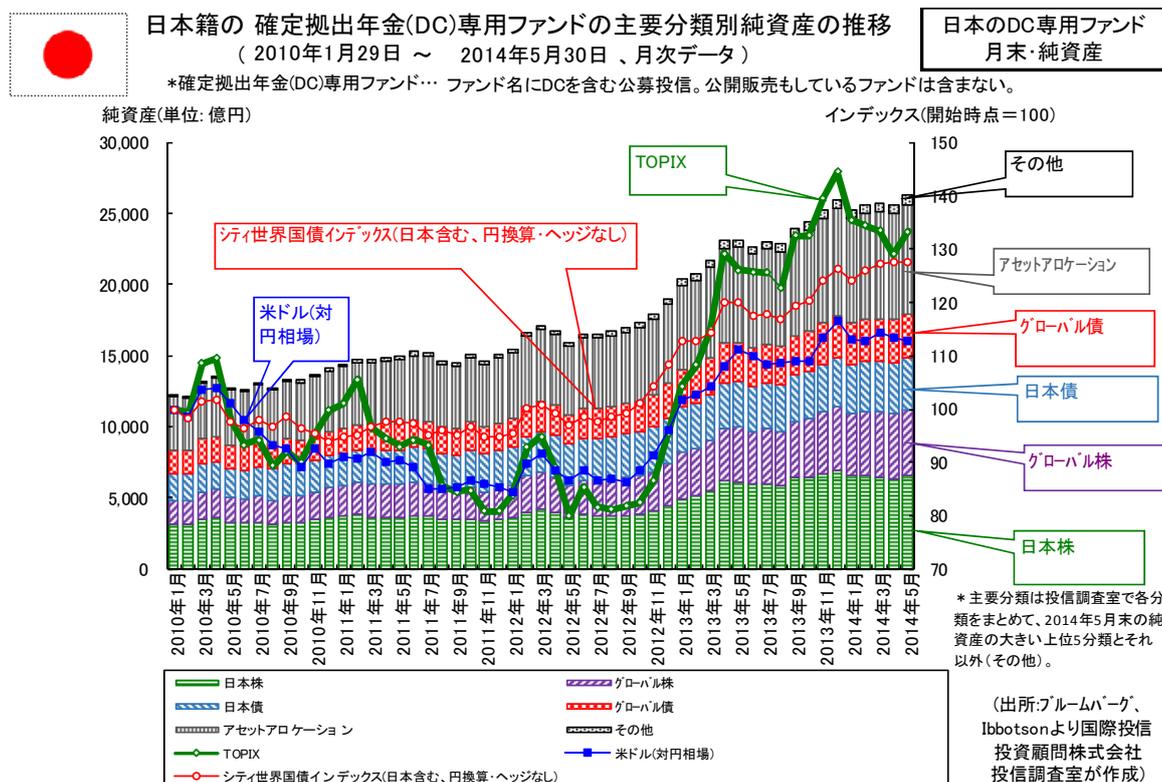
米国の確定拠出年金とIRA(個人退職勘定/個人型確定拠出年金)、そしてNISAの次に期待される税制上の優遇措置「ジュニアISA」の参考となる529プランの残高についてみる(詳しくは2013年12月2日付日本版ISAの道 その37参照~URLは後述[参考ホームページ])。

確定拠出年金(401kと457と403b等)は2013年末に5兆8600億^{ドル}/約617兆円となっている(*401k…民間サラリーマン、457…公務員等、403b…公立学校従業員、教会、病院等)。IRA(個人退職勘定/個人型確定拠出年金)は2013年末に6兆5210億^{ドル}/約687兆円である。そして、529プラン(教育資金積立制度)は2013年末に2051億^{ドル}/約21兆5991億円となっている。米国の人口が日本の約2.5倍あることを考えても、その大きさがよくわかるし、その伸びもすごい(次頁グラフ上段参照)。そしてこの大きさが米投信に大きく寄与している(次頁グラフ下段参照)。



日米確定拠出年金(DC)ファンドの最新動向

日本でも確定拠出年金やNISAなど資産形成に関わる税制上の優遇措置がもっと拡大し、それが投資(投信)にも向かい、国民の資産形成を拡大させ、同時に経済に寄与することが期待される。最後に日米確定拠出年金(DC)ファンドの最新動向を見る。まずは日本で下記上段が純資産、下段が純設定である。日本の一般の投信に比べ、純流入の時が多く、アセットアロケーション型が大きいのが特徴である。



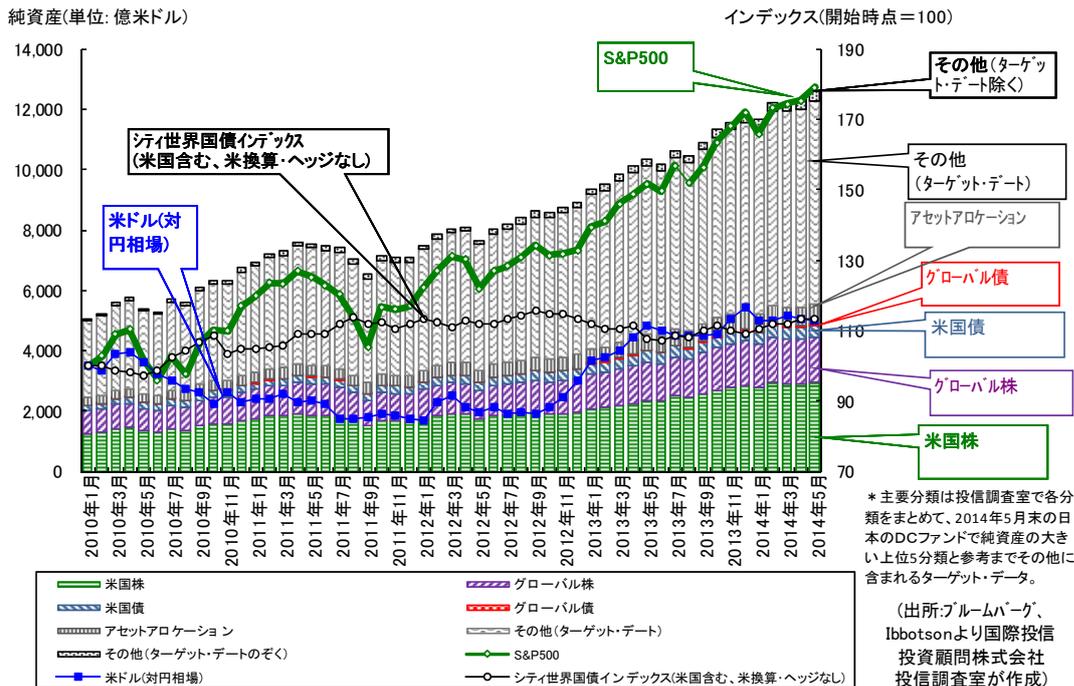
そして米国で下記上段が純資産、下段が純設定である。日本と同様、米国の一般の投信に比べ、純流入の時が多い。ただ日本と違い、ターゲット・デート(*アセットアロケーション型の一種とも言える)の大きいのが特徴だ。これは2007年に米国で従業員が拒否しない限り401kに自動加入、他の投資対象を選ばない限り、ターゲット・デートがデフォルト(初期設定)つまり自動選択される様なプランが広がったためである。今後、日本でも確定拠出年金においてこうしたターゲット・デートがデフォルト・ファンドになる可能性はある(*こうした制度はオーストラリアでも「スーパーアニュエーション」として拡大、2013年6月で約150兆円にもなり、日本を凌駕する投信大国になった)。



米確定拠出年金(DC)ファンドの主要分類別純資産の推移
(2010年1月29日 ~ 2014年5月30日、月次データ)

米国のDCファンド
月末・純資産

*米確定拠出年金(DC)ファンド…シェアクラスが「Retirement」あるいは、モーニングスター分類「Retirement Income」もしくは「Target Date」の米国籍ファンド。

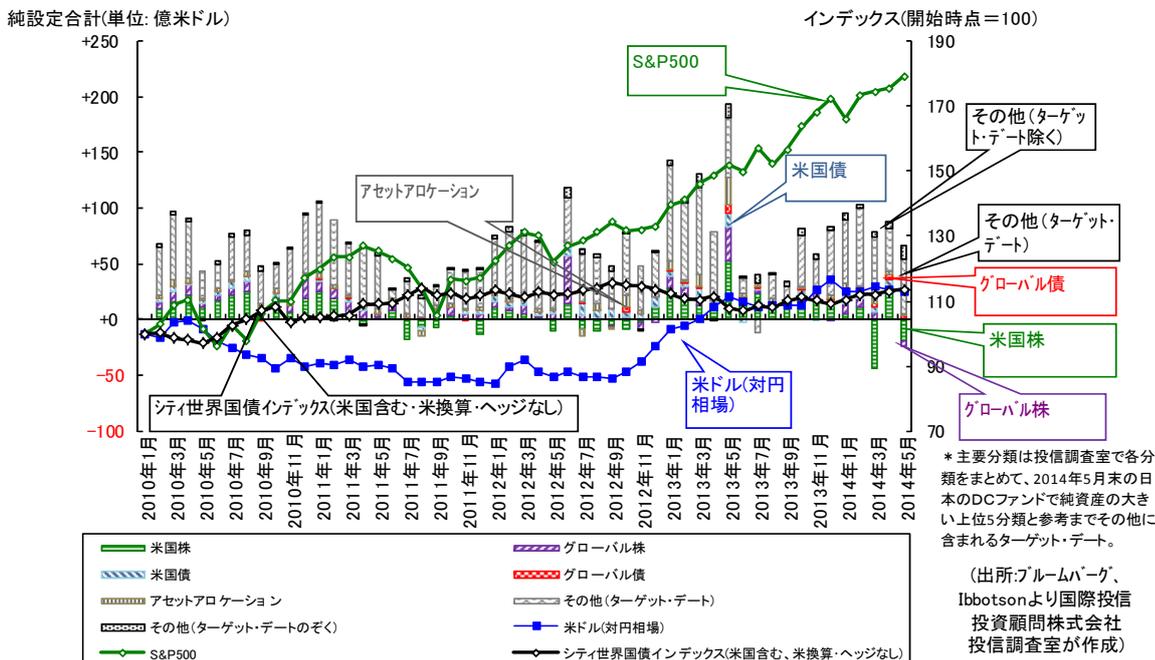


米確定拠出年金(DC)ファンドの純設定(推計)の推移
(2010年1月29日 ~ 2014年5月30日、月次データ)

米国のDCファンド
月次・純設定

*米確定拠出年金(DC)ファンド…シェアクラスが「Retirement」あるいは、モーニングスター分類「Retirement Income」もしくは「Target Date」の米国籍ファンド。

インデックス…S&P500と米ドル(対円相場)、シティ世界国債インデックス(米国含む、米換算・ヘッジなし)。



[参考ホームページ]

2014年6月14日付け日本経済新聞朝刊「確定拠出年金、上限上げ 掛け金、10月から5.5万円」…

「http://www.nikkei.com/article/DGKDDASFS13049_T10C14A6PP8000/」、2014年6月9日付日本版ISAの道その58「NISA 非課税枠が年200万～300万円となって本家・英国ISAに歩調を合わせる!?～マル優等個人向け非課税制度史～」…「[http://www.kokusai-](http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140609.pdf)

[am.co.jp/news/jisa/pdf/140609.pdf](http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140609.pdf)」、2013年6月10日付日本版ISAの道その15「日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け～英国ISAと米国IRA(トラディショナルIRAとロスIRA)の融合～」…「<http://www.kokusaiam.co.jp/news/jisa/pdf/130610.pdf>」、

、2013年11月18日付日本版ISAの道その35「NISA(日本版ISA)の次、非課税の積み立て型私的年金制度『日本版IRA』!～本家・米国におけるIRAの動向について、401kや529プラン、その投信保有状況も含めて見る～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/131118.pdf>」、2013

年12月2日付日本版ISAの道その37「日本版ジュニアISA(子ども版NISA)の道、日本版529プランの道～英国のジュニアISAとチャイルド・トラスト・ファンドの歴史、米国の529プランの歴史、そして米国の529プランファンドの今～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/131202.pdf>」。

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。

本資料中で使用している指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所及びそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。
- ・シティ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクの開発したものです。